

一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会(以下「協議会」という。)定款を補完し定款に定める「目的」達成のために本会則を定める。

(機関)

第2条 協議会に次の機関を置く。

- (1) 社員総会(以下「総会」という。)
- (2) 理事会
- (3) 執行役員会
- (4) ビジョン委員会
- (5) 資産管理委員会
- (6) 安全防災防犯委員会
- (7) 自治会長会
- (8) 専門部会
- (9) 監査委員会
- (10) 特別委員会
- (11) 事務局

第2章 総会

(構成)

第3条 総会は、各自治会の会員より選出された代議員で構成する。

(代議員の選出)

第4条 代議員を選出するための代議員選挙は、各自治会で行い、選出する代議員の数は、毎年1月1日現在の名張市人口統計データから各自治会の住民数を70で除した人数(小数点第一位を四捨五入)とし、別に定める。

(総会の審議事項等)

第5条 総会は、次の事項を審議し議決する。また、会長は、総会の10日前までに日時、場所、議案その他必要な事項を代議員に通知しなければならない。

- (1) 活動報告
- (2) 決算報告
- (3) 監査報告書

- (4) 新年度役員(案)
 - (5) 新年度活動方針(案)
 - (6) 新年度予算
 - (7) 定款の変更
 - (8) その他重要な事項
- 2 会員は、総会を傍聴することができる。

(総会の成立等)

第6条 総会は、総代議員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状が提出された場合は出席したものとみなす。

第3章 理事会

(構成)

第7条 理事会は、次の者で構成する。

- (1) 百合が丘東西地区自治会長、青蓮寺自治会長及び南百合が丘自治会長 計 14 名
 - (2) 専門部会長(生活環境部会、ふれあい交流部会、教育文化部会、福祉健康部会、事業部会)計5名
 - (3) ビジョン委員会委員長 1名
 - (4) 資産管理委員会委員長 1名
 - (5) 安全防災防犯委員会委員長 1名
 - (6) 事務局長(兼市民センター長) 1名
 - (7) 民生委員児童委員協議会の代表 1名
 - (8) シニアクラブ連合会会長 1名
 - (9) 百合が丘小学校PTAの代表 1名
 - (10)赤目中学校PTAの代表 1名
- 2 理事会は、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。
- 3 理事は、会員の中から選出し、代議員を兼ねることができる。
- 4 理事会の議長は、理事の互選によって選任する。

(執行役員の選任)

第8条 執行役員は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長(兼市民センター長) 1名
- (4) 会 計 1名

(理事の誠実責務)

第9条 理事は、法令、総会の決議事項及び会則を遵守し、会員及び協議会のために誠実にその任務を遂行しなければならない。

2 理事は、協議会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査委員会に報告しなければならない。

(理事の職務)

第10条 会長は、協議会を代表し協議会の円滑な運営に努める。

2 副会長は、会長を補佐し会長不在の時は、その任務を代行する。また、活動に対する助言と協力を行う。

3 事務局長は、協議会の事務処理の統括を行う。

4 会計は、協議会の金銭を管理し、その出納業務管理を行う。また、会計報告を上半期末及び年度末に作成し理事会、執行役員会等に報告する。

5 部会長は、部会を代表して部会を統括し円滑な運営に努める。また部会会議を招集することができる。

(理事・執行役員の任期)

第11条 理事及び執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の内、最終総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げないが、再任の最長は、7年とする。

(理事の交代)

第12条 理事が、任期途中で任務の遂行に支障が生じた場合は、理事会で協議の上退任を認める。なお、欠員の補充については総会で決定し、その任期は前任者の残余期間とする。

(理事及び執行役員の解任)

第13条 理事及び執行役員が、次の号に該当するときは、解任を議決する前にその者に対し弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の責務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(2) 心身の健康上の理由により職務の執行に堪えられないと認められるとき

2 執行役員の解任は、理事会で出席理事の過半数をもって決する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、会長が必要に応じて招集する。

2 3分の1以上の理事から開催要請がなされた場合は、会長は招集しなければならない。

第4章 執行役員会

(目的)

第15条 協議会を運営する上で必要事項を協議する。

(構成)

第16条 執行役員会は、第8条に規定する者で構成する。

第5章 ビジョン委員会

(目的)

第17条 地域ビジョンの策定及び推進を図ることを目的とする。

(構成)

第18条 ビジョン委員会の構成、運営は、別に定める。

第6章 資産管理委員会

(目的)

第19条 資産管理委員会は、集会所及び協議会の資産等の管理を目的とする。

(構成)

第20条 資産管理委員会の構成、運営は、別に定める。

第7章 安全防災防犯委員会

(目的)

第21条 安全防災防犯委員会は、地域の安全を確保するために防災、防犯及び交通安全等の活動を推進することを目的とする。

(構成)

第22条 安全防災防犯委員会の構成、運営は、別に定める。

第8章 自治会長会

(目的)

第23条 名張市から依頼される事務や各自治会の課題を協議するため、自治会長会を置く。

(構成)

第24条 自治会長会の構成、運営は、別に定める。

第9章 専門部会

(目的)

第25条 協議会は、地域づくり活動を具体的に推進するため次の専門部会を置く。

- (1) 生活環境部会
- (2) ふれあい交流部会
- (3) 教育文化部会
- (4) 福祉健康部会
- (5) 事業部会

2 各部会は、互いに連携協力するものとする。

3 社会情勢等により部会を見直しすることができる。

(構成)

第26条 専門部会の構成、運営は、別に定める。

第10章 監査委員会

(目的)

第27条 協議会の運営及び活動に対して、「会計、資産管理及び業務の監査」を厳正に行うために、監事全員を委員とする「監査委員会」を設置することとし、別に規程を定める。

第11章 受託業務

(受託業務)

第28条 受託業務は、次の通りとする。

- (1) 指定管理者制度に伴う市民センター管理運営業務
- (2) その他の業務

2 理事会は、別に定める協議会職員(市民センター職員)等採用選考委員会規程により事務局長(兼市民センター長)を選任する。

3 それぞれの管理運営規定は、別に定める。

(受託業務の契約)

第29条 受託業務の契約は、協議会の会長が行う。

2 受託業務の執行にあたっては、前条の代表者(市民センターの管理運営業務については、事務局長(兼市民センター長)、その他の業務については業務の代表者)が責任をもってあたる。

3 受託業務の契約にかかる内容は、執行役員会の承認を受けるものとする。

(受託業務と予算)

第30条 受託業務で行う予算及び実績は、個別採算の資料が提示できるよう会計処理を行うものとする。

2 余剰金が生じた場合は、翌年度会計に繰り越すことができる。

第12章 特別委員会

(設置)

第31条 理事会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

(構成)

第32条 特別委員会は、理事会から委嘱を受けた特別委員によって構成する。

(任務)

第33条 特別委員会は、その設置目的に沿って協議し、結論を理事会に報告する。

(任期)

第34条 特別委員会の任期は、理事会が特別委員会の設置時に指定する。

第13章 行政からの支援

(支援と助言)

第35条 協議会の目的を達成するため、必要に応じ名張市の地域づくり担当部局などから支援と助言を得ることができる。

第14章 事務局

(目的)

第36条 事務局は、協議会及び百合が丘市民センターの管理運営機能を担うこととする。

- (1) 協議会機能として、社員総会、理事会、専門部会、委員会並びに自治会長会等の事務補完を担う。
- (2) 市民センター機能として、貸館業務、広報紙の発行、主催事業の推進等を担う。
- (3) 協議会収益事業及び市民センター事業その他これに類似する会計事務を管理するとともに資産全般の管理、保全に関する業務を担う。

第15章 顧問

(顧問の設置)

第37条 協議会の事業目的の達成及び他団体との連絡調整のため、必要に応じ若干名の顧問を置くことができる。

(顧問の任期)

第38条 顧問の任期は、理事会が、顧問設置時に定める。

第16章 会計

(会計)

第39条 協議会の経費は、ゆめづくり地域交付金、自治会長会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 交付金の加算額(コミュニティ活動費)と自治会長会費は、自治会長会の運営に充てる。運営費については、別に定める。

3 協議会の会計は、理事会で承認された予算に基づいて執行する。

4 協議会の決算は、会計監査を経たのち総会に報告し、承認を得るものとする。

5 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

6 会計年度において決算剰余金が生じた場合は、翌年度会計に繰り越すことができる。

7 協議会が特別な目的をもって行う事業に対しては、特別会計を設けることができる。特別会計の積み立て及び取り崩しは、理事会の承認を得るものとする。

8 総会及び理事会で承認された予算及び決算は、会員に周知するものとする。

第17章 書類の管理及び会則等の改正

(議事録の作成)

第40条 執行役員会、自治会長会、各部会及び各委員会については、議事録を作成しなければならない。またこの議事録には、出席者の代表及び書記が記名押印するものとする。

(諸帳簿及び文書類の保管)

第41条 次の各項の帳簿及び文書は、事務局に保管し、所定の期間保存するものとする。また、会員から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

2 総会資料(活動報告、決算報告、監査報告書、役員名簿、活動計画、予算、議事録)、理事会の議事録、資産備品台帳は、10年保存とし、その他の書類は、5年保存とする。なお、経理関係書類は、経理規程の定めによる。

3 資産備品台帳は、常用とし必要に応じて更新すること。

(会則等の改廃)

第42条 会則及び会則に関する規程等の改正は、次の手続きによる。

- (1) 代議員または理事が、改正案を書面で会長に提出した場合
 - (2) 会長が会則等の見直しを特別委員会に諮問した場合
- 2 本会則の改廃は、総会の承認を得るものとする。
 - 3 規程等の改廃は、理事会で審議し承認を得ることを原則とする。諸規程は、改廃に関する規定を個々に明記しなければならない。
 - 4 改廃された会則等は、速やかに理事に配布し、必要に応じて会員に周知しなければならない。

(附則)

- 本会則は、平成22年4月25日に制定し、平成22年5月13日より施行する。
- 2 平成21年6月28日制定の青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会会則は、廃止する。
 - 3 本会則は、平成24年2月11日に一部改正し、平成24年5月13日から施行する。
 - 4 本会則は、平成25年3月9日に一部改正し、平成25年4月28日から施行する。
 - 5 本会則は、平成26年5月18日に一部改正し、平成26年5月18日から施行する。
 - 6 本会則は、平成27年5月17日に一部改正し、平成27年5月17日から施行する。
 - 7 本会則は、2019年5月19日に一部改正し、2019年5月19日から施行する。
 - 8 本会則は、2020年5月17日に一部改正し、2020年5月17日から施行する。
 - 9 本会則は、2021年5月16日に一部改正し、2021年5月16日から施行する。
 - 10 本会則は、2023年2月11日に一部改正し、2023年2月11日から施行する。
 - 11 本会則は、2023年5月14日に一部改正し、2023年5月14日から施行する。